

閲覧等の制限決定の取消申立

事件

(原決定・

基本事件・

決 定

申 立 人

主 文

本件各申立てをいずれも却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

申立ての趣旨及び理由は、別紙閲覧等制限決定の取消申立書記載のとおりである（ただし、同申立書2頁23行目から24行目にかけて「令和2年10月20日付及び令和3年4月1日付の訴訟記録閲覧等制限申立書」とあるのを「令和2年10月20日付、令和3年4月1日付及び令和3年12月23日付の訴訟記録閲覧等制限申立書」と読み替える。）。

第2 事案の概要

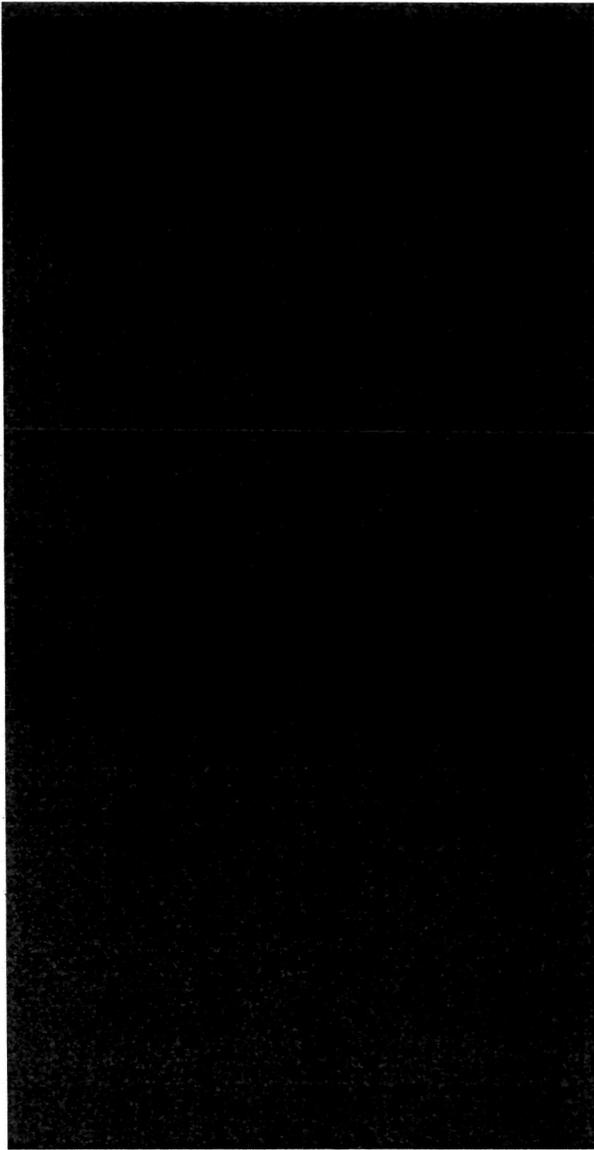
本件は、

申立

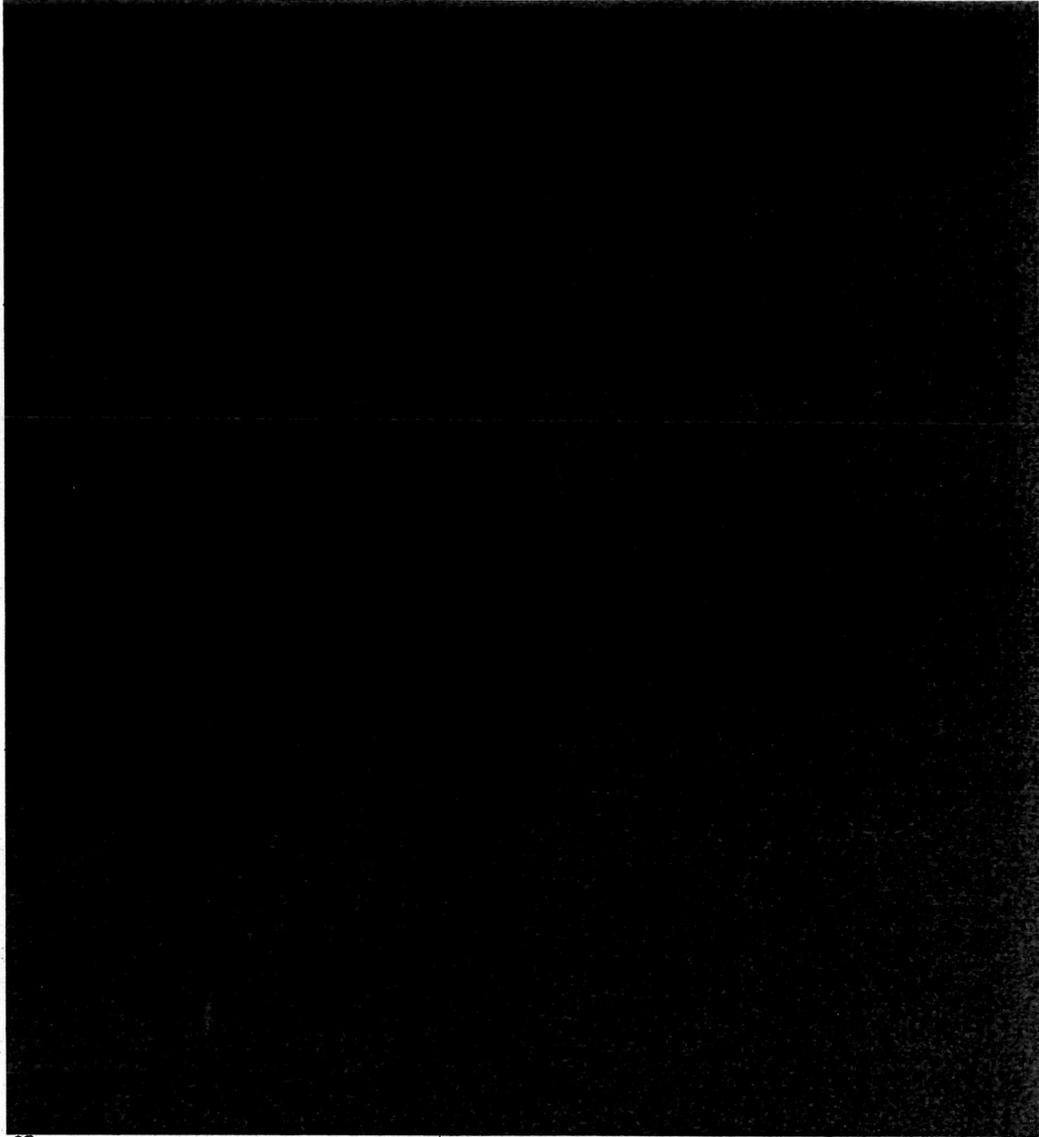
人が、原決定について、民訴法92条1項1号に規定する要件を欠くものであると主張して、同条3項に基づき、同決定の一部取消しを求める事案である（以下、申立人が取消しを求める事項を「本件申立事項」という。）。

第3 当裁判所の判断

- 1 民訴法92条1項に基づく秘密保護のための訴訟記録の閲覧等の制限は、憲法82条が保障する裁判の公開の趣旨を及ぼすために認められている訴訟記録の公開（民訴法91条1項）の例外であることからすると、保護されるべき秘密は、必要最小限度のものに限られるべきである。そうすると、同法92条1項1号の「当事者の私生活についての重大な秘密」であり、かつ、「第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」ものとは、秘密の公開によって人の通常社会生活を行うことを困難にする重大な秘密をいうものと解するのが相当である。
- 2 一件記録によれば、以下の事実が認められる。



69



69

[Redacted]

したがって、本件申立事項は、秘密の公開によって人の通常の社会生活を行うことを困難にする重大な秘密に当たると認めるのが相当である。

4

[Redacted]

したがって、申立人の主張を採用することはできない。

5 以上の検討によれば、原決定について、民訴法92条1項1号に規定する要件を欠く、又は欠くに至ったということとはできない。

第4 結論

よって、本件各申立ては理由がないから、これらをいずれも却下することとして、主文のとおり決定する。

令和4年6月28日

大阪地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 林 潤

裁判官 小 河 好 美

裁判官 吉 田 開

これは謄本である。

令和 年 6 月 0 日

大阪地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本久 理 賀





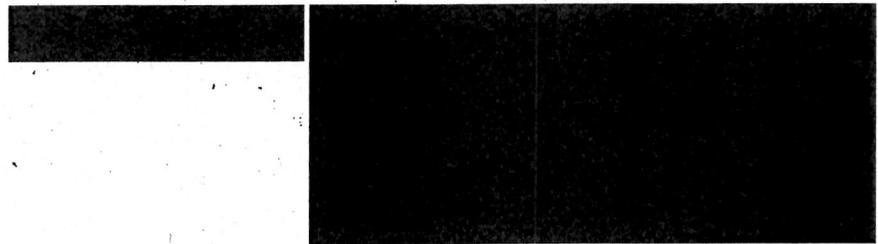
基本事件： [Redacted]

16

閲覧等制限決定の取消申立書

令和4年2月4日

大阪地方裁判所第3民事部 御中



申立人 [Redacted]

貼用印紙額 金 500円
予納郵券額 金 3,450円

基本事件における [Redacted]
[Redacted] (閲覧等の制限申立て事件) に関する大阪地裁令和4年2月2日決定について、申立人は、民事訴訟法92条3項に基づき以下の申立てをする。

申立ての趣旨

基本事件における秘密記載部分の閲覧等制限決定のうち、戸籍謄本以外に関する部分を取り消す
との決定を求める。

申立ての理由

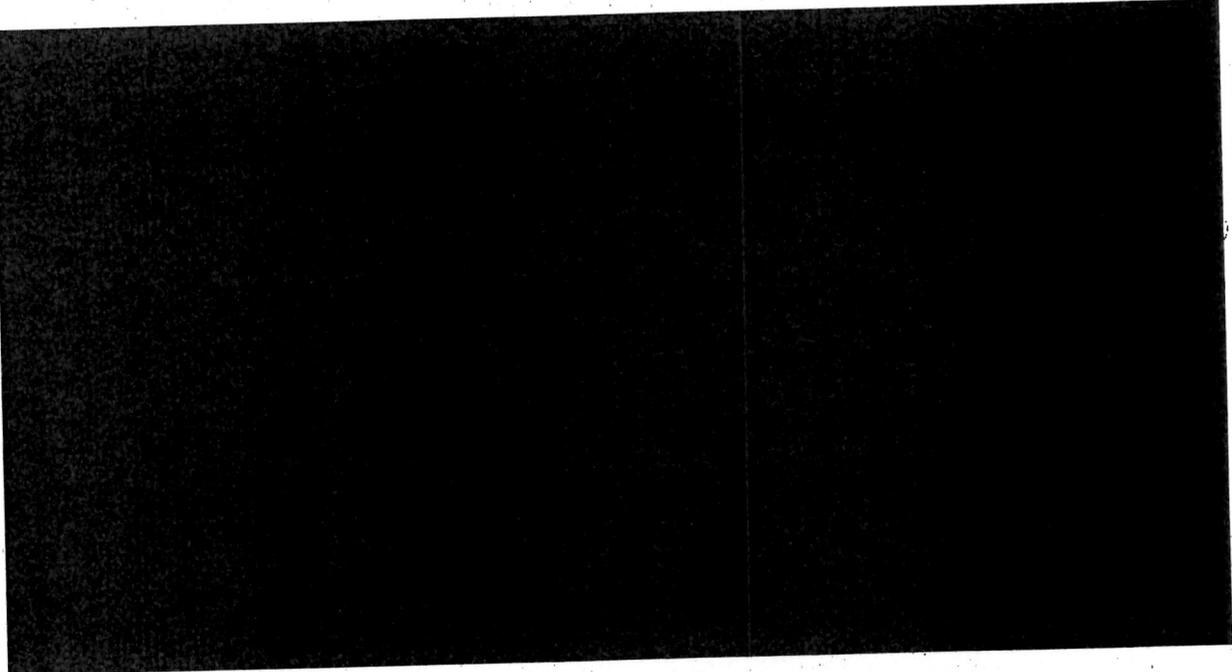
印紙	500
切手	3,450

16

1 (1) 訴訟記録の閲覧等の制限は、憲法 8 2 条が規定する裁判の公開の精神をより徹底する趣旨から認められている訴訟記録の公開の重大な例外を構成するものであることから、必要最小限の秘密に限り閲覧等の制限をするものである。

そのため、民事訴訟法 9 2 条 1 項 1 号所定の「当事者の私生活についての重大な秘密」であり、かつ、「第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」ものとは、重大な犯罪を犯して刑罰を受けた事実、性犯罪の被害者の氏名等を特定する事実等、当事者の私生活についての重大な秘密であって、公開によってその人の社会生活が破壊され、立ち直れなくなるようなものをいうと解される（高松地裁平成 3 0 年 2 月 1 5 日決定（基本事件の乙 2 8）のほか、基本事件の乙 1 1 末尾 1 7 1 頁及び 1 7 2 頁参照）。

(2) 当事者の私生活の利益のため必要な場合において裁判所が真に必要なであると認める限度でない限り、裁判の全部又は一部を非公開とすることは、日本国が締結した条約を誠実に遵守することを必要とする憲法 9 8 条 2 項との関係でも許されていない（市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約） 1 4 条 1 項）。



3 したがって、基本事件の原告らの戸籍謄本以外に関する部分は民事訴訟法 9 2 条 1 項各号の要件を欠いているといえる。

よって、民事訴訟法 9 2 条 3 項に基づき、申立ての趣旨記載の決定を求める。

関 連 事 情

- 1 申立人は、
ものの、本件申立ては、申立人が第三者として行ったものである。
- 2 申立人は、基本事件の原告らに私生活上の住所を知られたくないと考えている。
また、申立人の職業生活上の本拠であり、
勤務場所の住所を記載しておけば申立人の特定に欠けるところはないし、申立人の住所が本件申立ての管轄原因となっているわけでもない。
そのため、申立人の住所としては、私生活上の住所ではなく、勤務場所の住所を記載した。
- 3 大阪地裁令和 4 年 2 月 2 日決定の決定書について PDF 化した上で文字検索をしたところ、4 8 頁 1 2 行目、7 1 頁下から 2 行目及び 2 1 7 頁 8 行目において黒塗りが漏れていることに気づいた。

以 上